

粗大ごみ等の減量に向けた連携協定締結に関する公募要項

1 目的

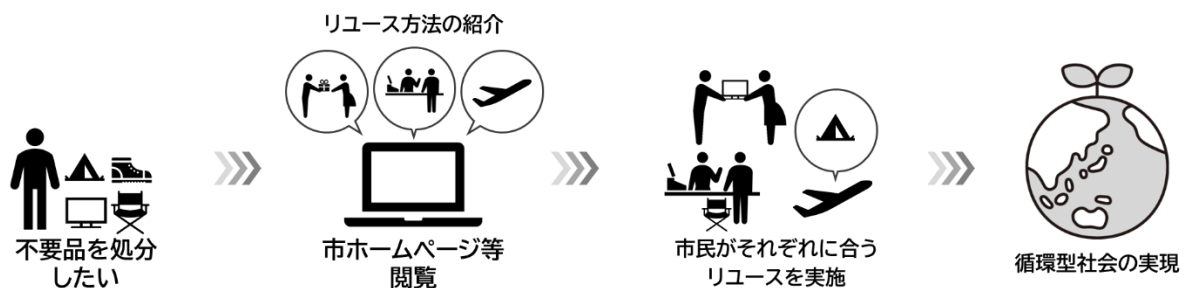
市で収集した粗大ごみや市の清掃工場に持ち込まれたごみの中には、まだ再使用可能な品物も含まれており、こうした品物をごみとする前にリユースへ促すための仕組みづくりが必要である。

本市では、これまで市内のリユースショップを紹介するなど、持ち込み型のリユースを中心に市民への利用促進を図ってきた。しかし、持ち込みが困難な市民や、より柔軟な方法を求めるニーズに対応する、従来の枠を超えた新たなリユースの仕組みが必要である。

そこで、オンラインプラットフォーム等を活用した個人間でのリユースや出張買取など、新たなサービスを提供する事業者を公募し、連携することで、市民の利便性向上と粗大ごみ等の減量を目指す。連携事業者については、市と協定を締結し、市ホームページ等を通じて広く周知・啓発を行い、市民への利用促進を図る。

本要項は、粗大ごみ等の減量に向けた連携に関する協定を締結する協力事業者の募集及び選定手続きに関する必要事項を定めるものである。

2 市が目指す姿



3 協定締結期間

協定締結日から令和 11 年(2029 年)3月 31 日まで

※ただし、市及び連携企業の協議のもと、期間を延長することができる。

4 協定内容

別紙 1「粗大ごみ等の減量に向けた連携に関する協定書(案)」のとおりに

5 協定締結事業者数

数社を予定

6 応募要件

本事業に応募できる企業は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 申請時において、他の自治体とリユース事業における協定を3年以上継続して結んでいること。
- (2) 市民が利用可能なリユースに関するアプリまたは公式ウェブサイトを有していること。
- (3) 過去3年以内に都内において、自社のリユース事業に関する広報活動の実績(CM、地域イベント等)があること。
- (4) 法人格を有する団体であり、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を過去3年以内に滞納していないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 暴力団(八王子市暴力団排除条例第2条第1号に規定するものをいう。以下「暴排条例」という。)
 - イ 法人の代表者、役員若しくは使用人その他の従業者または構成員に暴力団員等(暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの

7 スケジュール(予定)

現段階において想定するスケジュールは、表1のとおりである。

(表1)

令和7年(2025年)10月14日～11月14日	企業公募・受付
11月中旬～12月中旬	書類審査・結果通知
12月下旬～	協定内容の調整、ホームページ等の調整
令和8年(2026年)4月1日	協定締結

8 提出書類等

(1)提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 事業説明書(様式2)

※事業説明書の作成にあたっては、A4版で、10ページ以内で記載すること。

(2)提出方法

正本1部と副本6部(共に両面印刷)を八王子市環境部資源循環課へ持参、または郵送とする。郵送の場合は配達証明を付けること。

なお、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時の間で受け付ける。

(3)提出場所

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市環境部資源循環課企画調整担当(八王子市役所 本庁舎事務棟2階)

(4)提出期限

令和7年(2025年)11月14日(金)午後5時(必着)

9 連携予定企業の選定

連携予定企業の選定にあたっては、審査委員会を設立し、選定する。

企業からの事業説明書(様式2)を基に、表2左欄に記載の審査項目ごとに掲げる審査の視点から総合的に審査を行い、連携予定企業を選定する。また、審査にあたっては、必要に応じて各企業にヒアリングを行う場合がある。

(表2) 審査項目及び審査の視点

審査項目	審査の視点
革新性	・革新的な仕組みや技術により、リユースの利用を大きく前進させ得るものであるか。 ・市民にとって利便性の高い事業であるか。
有効性・効率性	・ごみの減量やリユース促進の点で高い評価が得られるものであるか。 ・幅広い品目をリユース可能であるか。
実現性・妥当性	・これまでに自治体と連携したリユースの実績が豊富であるか。 ・市民が取り組みやすい事業を展開しているか。 ・リユースや廃棄品の処理フローは適正なものであるか。
その他	・広報活動やメディア露出等により、一定の認知度はあるか。

なお、審査の結果、選定された者及び選定されなかった者に対して、その旨を書面により令和 7 年(2025 年)11 月下旬～12 月中旬頃に発送する予定である。

10 協定の締結

- (1) 9 により決定した連携予定企業と、提案内容に基づき、詳細な協定内容の調整を行う。
- (2) 連携予定企業から本要項に記載のない追加提案または修正提案があり、協議のうえ本要項の趣旨に沿うと判断した場合、これを認め、協定内容に反映する。
- (3) 協定内容について双方が合意した後、本事業に関する協定を締結し、連携予定企業を連携企業とする。

11 応募が無効となる条件

- (1) 提出書類に不備や虚偽がある場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (4) その他、本事業を履行することに不適當であると市が認めた場合

12 その他

- (1) 応募や提出書類の作成に要した費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類については、返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は応募者に帰属するが、公平性、透明性、客観性を期すために公表することがある。

<問い合わせ先>

八王子市環境部資源循環課

担当:大神田・村田・岩崎

住所:〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

電話:042-620-7256(直通)

FAX :042-626-4506

E-mail: b113000@city.hachioji.tokyo.jp

八王子市と〇〇との
粗大ごみ等の減量に向けた連携に関する協定書(案)

八王子市(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)は、以下の通り粗大ごみ等の減量に向けた連携に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、甲及び乙の緊密な連携と協力により、それぞれの資源や機能等の活用を図り、八王子市内のリユース活動を促進し、市民サービスの向上及び環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第 2 条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) リユース活動を促進するための広報啓発に関すること。
 - (2) その他、甲及び乙で合意した本協定の目的に資する事項に関すること。
- 2 前項に定める事項の具体的な内容及びその実行方法等については、甲及び乙で協議のうえ、別途定めるものとする。
- 3 本協定に基づく活動に要する費用は原則として当事者各自の負担とする。

(責務)

第 3 条 乙の事業において、利用者間でトラブルが発生した場合は、乙の責任のもと誠意をもって問題解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(秘密保持)

第 4 条 甲及び乙は、本協定に基づく連携にあたり、知り得た当事者の秘密(その当事者が秘密として指定した情報及び客観的な状況に照らしてその内容上秘密として扱われるべきことが明らかである情報をいう)を、本協定上必要な範囲においてのみ使用するものとし、本協定の目的以外に使用し又は第三者に開示、漏洩してはならないものとする。

ただし、次の各号に掲げる情報は秘密情報から除外するものとする。

- (1) 開示時に公知であった、又は、開示後に秘密情報を受領する当事者(以下「受領当事者」という。)の責によらず公知となったもの。
- (2) 開示時に、受領当事者がすでに適法に保有していたもの。
- (3) 開示後に、受領当事者が、正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく、適法に入手したもの。
- (4) 受領当事者が、開示当事者の秘密情報に関係なく独自に開発、又は発明したもの。
- (5) 事前に開示当事者の承諾を得たもの又は法令により開示を求められたもの。

(協定の変更)

第 5 条 甲又は乙から、本協定の内容について変更の申し出があった場合、甲及び乙の協議のうえ、書面により必要な変更を行うことができるものとする。

(有効期間及び更新)

第 6 条 本協定の有効期間は、その締結の日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 30 日前までに甲又は乙から書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は 1 年間延長されるものとし、以降この例によるものとする。

(遵守事項)

第 7 条 乙は、連携及び協力にあたり、法令を遵守すること。

(協定の解除)

第 8 条 甲又は乙は、第 6 条の定めに関わらず、30 日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を解除することができる。

2 甲は、乙の違法行為が判明した場合又は乙が事業協力者の公募時に課した参加資格要件を欠くこととなった場合は、本協定を解除することができる。

(その他)

第 9 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議してこれを定めることとする。

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
八王子市
八王子市長 初 宿 和 夫

乙 ○○所在地○○
○○事業所名○○
○○代表者役職・氏名○○